令和８年 総務経済員会・教育厚生委員会合同行政視察報告書

総務経済委員会 小長谷 順二

七尾市行政視察報告書

視察項目：能登半島地震の際の防災対応について

七尾市では、令和６年１月１日に発生した能登半島地震により、道路や水道などのライフラインが被害を受け、市民生活に大きな影響が生じた。今回の視察では、発災直後の対応や避難所運営の課題、今後の大規模災害に備えた対策について説明を受けた。

避難所の運営では、断水によりトイレや衛生環境の確保が困難となったほか、避難スペースやプライバシーの確保、段ボールベッドや間仕切りの不足、職員自身も被災する中での初動対応など、多くの課題があった。また、避難生活の長期化に伴い、高齢者などの健康管理や避難先の確保も重要な問題となった。こうした経験から、避難所は単に場所を確保するだけでなく、衛生面や居住性、要配慮者への対応を含めた環境整備が必要であると認識した。

道路の寸断による孤立や通信・電力の途絶も深刻な課題であった。道路の通行状況を地図に記載して関係者間で共有し、日々更新するとともに、衛星電話や通信設備を活用して情報伝達の確保に努めた。また、支援物資の輸送については、民間事業者との災害時応援協定を活用し、物資拠点の整備や市内各所への配布拠点の設置など、輸送体制の改善が図られた。

備蓄については、想定に基づいて水や食料を確保していたものの、実際の災害では早期に不足し、乳幼児用の粉ミルクや哺乳瓶など、個々の事情に応じた物資も必要となった。このことから、備蓄量の確保に加え、多様なニーズを想定した備蓄品の選定や、民間事業者・関係機関との連携による物資調達体制の構築が重要である。

今回の視察を通じ、大規模災害への備えには、避難所の環境改善、ライフラインが長期間停止することを想定した備蓄、孤立地域への対応、情報通信手段の確保など、平時からの準備が不可欠であることを学んだ。伊豆市においても、地域の特性や高齢者などの要配慮者の状況を踏まえ、実効性のある防災計画の見直しと、行政・地域住民・民間事業者が連携した支援体制の充実に取り組む必要がある。

2.穴水町行政視察報告書

視察項目：地域防災体制の見直し及び交通インフラの復旧・災害廃棄物の対応について

穴水町では、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により、災害関連死 37 名を含む 57 名の尊い命が失われ、道路や電気、通信、上下水道などのライフラインにも甚大な被害が発生した。生活優先路線の復旧が進められ、電気・通信・上下水道は 3 か月以上を要して応急復旧を果たした。住宅についても、公費解体が進められた一方、現在も仮設住宅等での生活が続いており、復興公営住宅の整備など、生活再建に向けた取り組みが進められている。

今回の視察で特に印象に残ったのは、発災時の職員体制と情報共有の重要性である。元日夕刻という職員が不在になりやすい時間帯に、激しい揺れや全域停電、通信障害が重なり、職員間の安否確認や連絡が困難となった。この経験から、通信手段の多重化や、連絡が取れないことを前提とした連絡ルールの明確化が不可欠であるとの説明を受けた。また、道路の寸断や支援の遅れを想定し、日頃から各家庭で自律的な備蓄を進めることや、地域住民同士のつながりを強化することの重要性を学んだ。

地域防災体制については、防災計画の改定にあたり、国や県の計画を踏まえるとともに、住民の意見を具体的な対策に反映している。また、自主防災組織への補助制度や防災士の育成にも力を入れており、令和 8 年度当初までに 381 人の防災士を育成する計画である。高齢化や担い手不足が課題となる中、地域の防災力を高めるためには、住民が主体的に活動できる環境づくりと、継続的な人材育成が重要である。

交通インフラについては、のと鉄道が地震により大きな被害を受けたものの、代行バスの運行を経て、七尾駅から能登中島駅間は同年 2 月 15 日、穴水駅までの全線は 4 月 6 日に運転を再開した。道路についても、緊急車両が通行できるルートの確保を最優先に復旧が進められ、通行止め区間は徐々に減少している。災害廃棄物については、発災 17 日後に仮置場を開設し、公費解体や広域処理を進め、迅速な処理を実現した。一方で、仮置場の確保や分別作業、周辺住民への配慮が課題となったことから、平時から複数の候補地を選定し、関係機関との調整を進めておく必要性が示された。

今回の視察を通じ、災害に強いまちづくりには、施設や設備の整備だけでなく、地域住民の自助・共助、行政と関係機関の連携、そして平時からの具体的な準備が欠かせないことを改めて認識した。伊豆市においても、地域防災組織や防災人材の育成、通信手段の確保、災害廃棄物の仮置場の事前選定など、実効性のある防災体制の充実に生かしていきたい。

3.珠洲市行政視察報告書

視察項目：能登半島地震・奥能登豪雨からの復旧・復興について

珠洲市では、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震により、建物や道路、上下水道などに甚大な被害が発生した。さらに、復旧・復興の途上にあった同年 9 月には奥能登豪雨に見舞われ、地震と豪雨の二重の被害により、市民生活や地域の再建に大きな影響が生じた。

地震による被害は、住家の全壊が 1,700 棟を超え、断水は市内全域で約半年に及んだ。また、避難者は最大 7,361 人、避難所は 94 か所に上り、発災直後の避難者の把握や情報収集にも困難があったとの説明を受けた。災害の規模の大きさと、道路や通信などのライフラインが寸断された状況下での初動対応の難しさを改めて認識した。

津波被災地の土地利用については、沿岸部を一律に建築禁止とするのではなく、津波の危険性や地域住民の意向、地域の持続性などを踏まえ、地区ごとに復興の方向性を検討することが重要である。珠洲市では、地区別の意見交換会を重ね、住民の意見を復興計画に反映している。伊豆市においても、災害リスクの低減と地域コミュニティの維持を両立させる視点が必要である。

災害ボランティアセンター「珠洲ささえ愛センター」では、社会福祉協議会や行政、NPO、専門的な技術を持つ団体などが連携し、被災者のニーズ把握から現地調査、ボランティアの派遣、家屋の応急対応や土砂撤去などを行っている。地震と豪雨の被害が重なる中、関係機関が情報を共有し、被災者の状況に応じて支援を継続する体制の重要性を学んだ。

木造仮設住宅を転用した珠洲市賃貸住宅については、令和 8 年 8 月 31 日現在、135 戸のうち 115 戸に入居しており、被災者の住まいの確保が引き続き重要な課題となっている。復興公営住宅の整備と併せ、住まいの確保だけでなく、生活再建や地域コミュニティの維持にも配慮した取り組みが求められる。

今回の視察を通じ、災害からの復旧・復興には、インフラの整備に加え、被災者一人ひとりの状況に寄り添った支援と、住民の意見を反映したまちづくりが不可欠であることを学んだ。今後の伊豆市の防災・減災対策や災害発生後の支援体制の充実に生かしていきたい。

4.志賀町行政視察報告書

石川県志賀町における震災からの復旧・復興の取り組みについて

令和 6 年能登半島地震で被害を受けた志賀町の復興計画「かえる志賀町」について説明を受け、「人が帰る・元に返る・町を変える」の理念を踏まえた復旧・復興の取り組みと課題を調査した。

志賀町では、被災者の住まいの再建に加え、地域コミュニティ施設の再建や祭りの再興、復興公営住宅、避難拠点施設、学校施設、道の駅周辺の整備などを進めている。農業や商工業についても、補助金や支援金、仮設店舗の整備、資金繰り・雇用維持への支援、専門家による相談支援などを行い、事業再開と地域の生業の維持に取り組んでいる。

一方、住宅の公費解体が進む中、再建に至らず空き地が点在していることが課題となっている。空き地を将来の利用計画がないまま取得することは、財政負担や維持管理の面で難しく、住宅需要や人口動態、公共施設の配置などを踏まえた土地利用の検討が必要である。また、人口減少や少子高齢化を見据え、地域の利便性と持続性を両立するまちづくりが求められている。

今回の視察を通じ、災害からの復興は住宅や道路などの復旧だけでなく、住民の帰還、地域コミュニティの維持、事業者の再建、解体後の跡地活用を一体的に進めることが重要であると確認した。伊豆市においても、大規模災害時に行政職員自身も被災することを想定し、情報収集や安否確認、避難所運営の応援体制を整えるとともに、住宅・生業の再建支援や跡地の活用方針を平時から検討しておく必要がある。地域団体、商工会、金融機関などとの連携も含め、災害後も住民が安心して暮らし続けられる復興計画につなげていきたい。